

## 東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業実施要綱

31総防管第479号

令和元年5月21日

令和2年4月 1日 一部改正

### (総則)

第1条 東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業（以下「事業」という。）の実施については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年東京都条例第25号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この事業は、首都直下地震等から帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第1条の帰宅困難者をいう。以下同じ。）を守り、被害を最小化させるため、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定（以下「受入協定」という。）を締結する事業者（以下「事業者」という。）が管理する施設（以下「民間一時滞在施設」という。）に、帰宅困難者向けの防災用品の備蓄品（以下「備蓄品」という。）を配備することで民間一時滞在施設を確保し、帰宅困難者対策の推進を図ることを目的とする。

### (配備対象者)

第3条 備蓄品の配備対象者は、事業者とする。

2 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員は、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でない者でなければならない。

### (配備の対象となる施設)

第4条 備蓄品の配備の対象となる施設は、都内（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。）に所在する民間一時滞在施設であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 当該民間一時滞在施設が所在する区市町村との間で受入協定を締結しており、以下の事項が確認できること。

ア 帰宅困難者を受け入れる期間が、発災後から72時間であること。

イ 受け入れる帰宅困難者の人数

二 東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項に規定する事業者向けの備蓄品を完備していること。

三 事業継続計画（以下「BCP」という。）を策定していること。学校法人、宗教法人等については、BCPに準じた防災計画等を策定していること。

(配備する備蓄品)

第5条 配備する備蓄品は、受入協定により受け入れた帰宅困難者に供するもので、次表に掲げるものとし、一から四までを必須配備品目、五から十までを任意配備品目とする。

	必須配備品目	数量 (一人当たり)
一	水	9 リットル
二	食料	9 食
三	簡易トイレ	15 個
四	ブランケット	1 枚

	任意配備品目	数量
五	マット	都と協議
六	救急セット	
七	生理用品	
八	おむつ	
九	粉ミルク (当該品目を使用する上で必要な哺乳瓶を含む。)	
十	ベビーフード	

- 2 必須配備品目については、前項の表に掲げる数量に受け入れる帰宅困難者の人数を乗じたものを配備することとする。ただし、事業者が必須配備品目に代替する設備等を有する場合には、都との協議によりこの限りでないものとする。
- 3 任意配備品目のうち配備する品目及び数量については、当該民間一時滞在施設の立地や利用者の状況等に応じて都と協議の上、第8条に定める譲渡契約において決定するものとする。
- 4 第1項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十については、これまでに東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱(平成25年6月24日付25総防管第409号)に基づく補助金を受けて購入したものの更新についても配備の対象とする。

(備蓄品の配備申請)

第6条 本要綱による備蓄品の配備を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、別記様式第1の備蓄品配備事業配備申請書(以下「配備申請書」という。)に第4条に規定する要件を証明する書類(以下「配備要件証明書類」という。)を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の配備要件証明書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 受入協定の締結を証明するものの写し
  - 二 第4条第2号の備蓄品の種類、数量、保管場所及び従業者数を証明するもの
  - 三 BCP又は防災計画等を策定していることを証明するもの
- 3 前条第1項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十の更新に伴い配備を受けようとする場合は、別記様式第1の配備申請書に食品ロス削減のための取組に係る実施計画を添付して、知事に提出しなければならない。

(備蓄品の配備内定)

第7条 知事は、前条の規定による備蓄品の配備申請があったときは、配備申請書及び関係書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該配備申請書等の申請内容が適当と認められる場合は、備蓄品の配備内定を行い、別記様式第2の備蓄品配備内定通知書により、事業者には通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 都は、前条の配備内定を通知した事業者との間で、配備内定した備蓄品（以下「譲与物品」という。）について、譲渡契約を締結する。

2 前項の譲渡契約には、譲与物品の使用又は処分について、次に掲げる内容の特約を定めるものとする。

一 前項の譲渡契約を締結した事業者（以下「譲受事業者」という。）は、次に掲げる場合に限り、譲与物品を使用することができること。

(一) 受入協定に基づき民間一時滞在施設を開放し、帰宅困難者へ提供する場合

(二) 第5条第1項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十について、保存年限がおおむね12か月以下となり、食品ロス削減のための取組に使用する場合

(三) その他知事が必要と認める場合

二 譲受事業者は、知事が必要と認める場合に限り、譲与物品を処分することができること。

3 第1項の譲渡契約には、譲与物品を毀損、滅失等した場合における譲与物品の相当額の支払いについて、次に掲げる内容の特約を定めるものとする。

一 譲受事業者は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、毀損、滅失等した譲与物品の相当額を、知事の請求により、知事が指定した期限までに支払うこと。

(一) 譲受事業者が、譲与物品の管理に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした結果、譲与物品を毀損又は滅失した場合

(二) 譲受事業者が、譲与物品を前項第1号に規定する用途以外の用途に使用した場合

(三) 譲受事業者が、譲与物品を前項第2号に規定する場合以外の場合に処分した場合

二 前号に規定する譲与物品の相当額の算定方法

4 第1項の譲渡契約には、都が実施する民間一時滞在施設に関する諸調査に係る譲受事業者の協力についての特約を定めるものとする。

(譲与物品の受領)

第9条 譲受事業者は、譲与物品を受領したときは、受領書を知事に提出しなければならない。

2 第5条第1項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十の更新に伴い配備を受けた場合は、前項の受領書に食品ロス削減のための取組に係る実績報告を添付して、知事に提出しなければならない。

(譲与物品の管理)

第10条 譲受事業者は、譲与物品について、従業者向けの備蓄品と区分し、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、総合防災部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。